

独立開業に必要とする保険事例

1、個人開業と法人開業

項目	個人事業	法人事業	その他
1、開業費用と手続き	登記不要	会社設立登記と、定款が必要です。	
2、事業の内容	法律に触れない事業内容で変更は自由です。	事業内容は定款に記載します。変更するには定款変更手続きが必要です。	
3、社会的信用	一般的に、法人より劣ります。	信用に優れ、大きな取引や金融機関からの借入に有利	
4、事業に対する責任	「無限責任」商売に生じた借金や負債は全て弁済の責任が有ります。	「有限責任」会社と個人の財産を区別するので、会社を整理する際には、出資の範囲で責任を負います。但し、代表個人が連帯保証している場合は、個人責任が発生します。	
5、交際費の扱い	事業に必要なものは経費に計上出来る。	一定の制限が有ります。資本金一億円以下は、年間400万円×90%まで、400万を超えると否認されます。	

2、事業と必要保険

保険種目	説明	注意	備考
1、労働保険	他人を雇用する場合は、人数に関係なく必要、家族は加入できない。	他人を雇用する場合は、人数に関係なく強制加入、但し、家族は加入できない。	労災保険+雇用保険=労働保険 ※労働保険のご相談も、当社にお任せ下さい。
2、社会保険	任意加入(事業主は国保、国民年金)但し、従業員5人以上だと強制加入	強制加入(役員、家族従業員も含む)	「建設国保」「医師国保」「歯科国保」など職業単位の国保あり。
3、火災保険	事業目的は経費処理可	事業目的は経費処理	住居併用建物は、占有面積に応じて経費割合を出す。
4、自動車保険	事業目的車両は、経費可 私的兼用の場合は、使用頻度に応じて按分処理	経費処理可	個人事業から法人へ、法人から個人事業主へ、無事故等級継承手続きできます。
5、賠償保険	経費処理可	経費処理可	
6、医療保険	従業員全員加入は経費可(受取人問わず)	経費処理可(特定の社員のみは給与扱い)	一定の基準が必要である。
7、所得補償保険	従業員全員加入は経費可(受取人問わず)	経費処理可(上記と同様)	
8、傷害保険	従業員全員加入は経費可(受取人問わず)	経費処理可(上記と同様)	
9、生命保険	経費不可	契約者=保険金受取人=法人の場合は経費処理可 但し、積立保険は、例外である。	